

西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業に関連する鉄道附属街路整備に関する都市計画事業認可取得のお知らせ

発行：令和6年3月 西東京市まちづくり部交通課

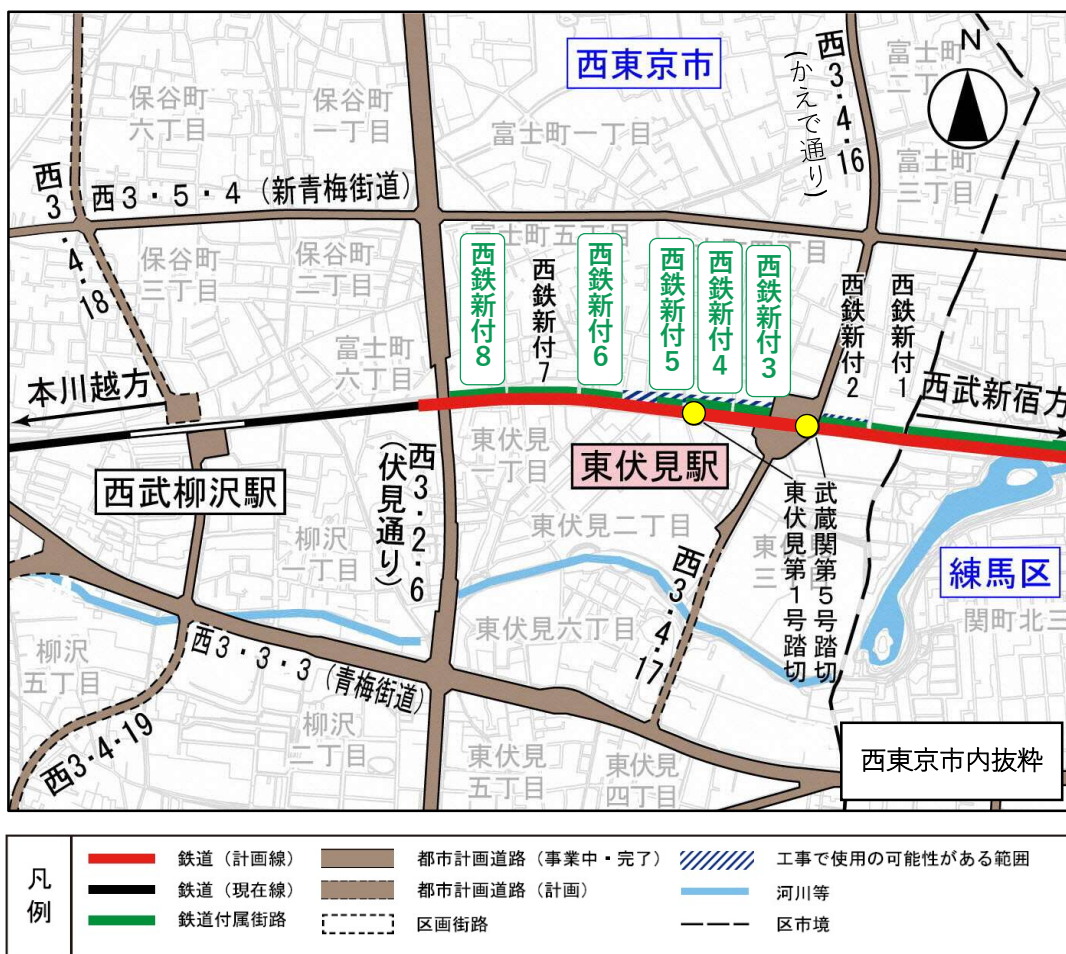
この度、西東京市が施行者となる鉄道附属街路事業の認可を取得しましたのでお知らせします。なお、本事業は東京都の西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に関連する事業です。

また、事業認可取得に伴い、**事業地内では都市計画法に基づく制限などが生じます。**詳細は、裏面の関係権利者への周知事項をご確認ください。

事業概要

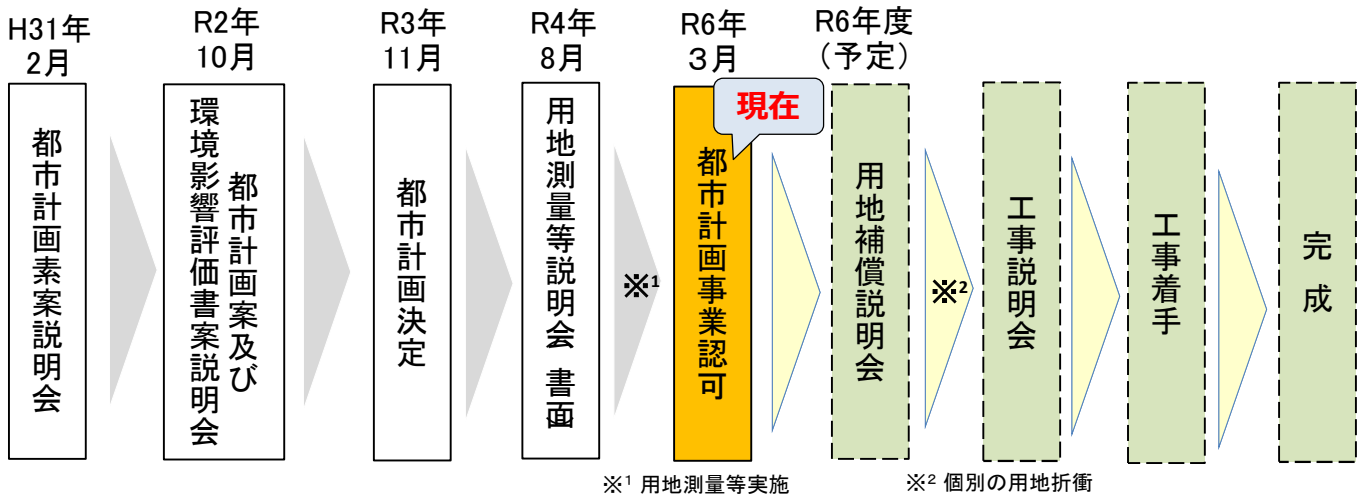
1. 鉄道附属街路事業

- 事業種類：西東京都市計画道路事業 区画街路都市高速鉄道西武鉄道及び名称 新宿線附属街路第3・4・5・6・8号線
- 施行者の名称：西東京市
- 事業認可告示日：令和6年3月6日
- 事業施行期間：令和6年3月6日から令和22年3月31日まで
- 事業地：西東京市富士町四丁目、五丁目ほか



※「西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業等について(令和4年7月)」を利用して作成しました。

事業の流れ



関係権利者への周知事項

(1) 用地取得について

西東京市は、事業地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方など関係する皆様のご協力をいただきながら、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、施行者は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金を支払います。

(2) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業地内の土地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

(3) 土地価格の固定について

西東京市は、令和6年3月6日を基準日として、取得価格を1年ごとに評価し直します。

(4) 建築等の制限について

令和6年3月6日からは、事業地内で次のことをする場合は、西東京市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物や工作物の建設
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積

(5) 土地建物の売買の制限について

令和6年3月17日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に買い主や予定金額などを、西東京市へ届け出てください。また、その届出後三十日以内は売買が行えないなど一定の制限があります。

事業認可関係図書の縦覧

事業地の範囲がわかる図面は、西東京市まちづくり部交通課窓口に備えてあり、閲覧することができます。

【問合せ先】



西東京市

まちづくり部 交通課 交通係
〒202-8555 西東京市中町一丁目6番8号 保谷東分庁舎2階
電話：042-439-4435 ファクス：042-439-3025
Eメール：koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp

